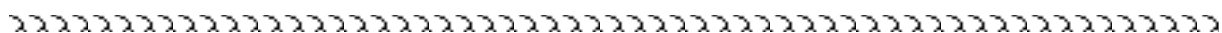


## 第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等



県の行政経費については、県税等を通じて、県民の皆様に負担していただいています。

ここでは、一般会計歳入のうち、県民の皆様に納めていただいている県税について、収入の状況、県民1人当たりの税負担額、県民所得に対する割合等を説明します。

# 第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等

## 1 県税の収入状況

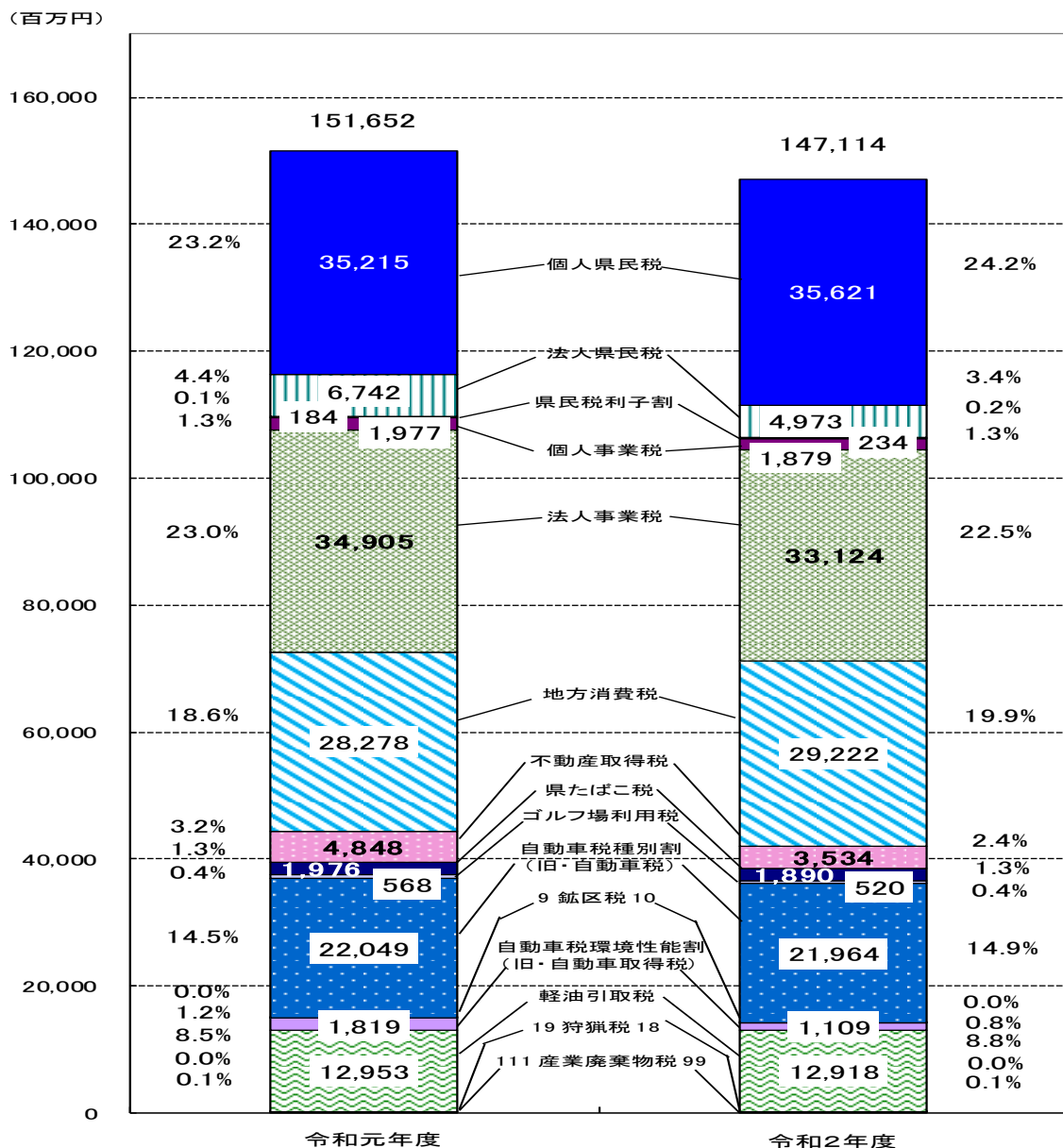
令和3（2021年）3月31日現在の県税収入は、図1のとおりです。

総額は、1,471億14百万円で、新型コロナウイルス感染症等の影響等によって、前年度同期に比べて45億38百万円(2.99%)の減収となっています。

税目別では、企業収益の悪化による法人県民税17億69百万円(26.2%)の減、法人事業税17億81百万円(5.1%)の減、住宅投資の減少や工期着工の遅れによる不動産取得税13億15百万円(27.1%)の減となっています。

なお、詳細については、付表6（54ページ）のとおりです。

図1 県税の収入状況



\* 令和元年度（2019年度）分も、令和2年度（2020年度）との比較のため、令和2年（2020年）3月31日現在を記載しています。

\* 図1の数字は、表示単位未満を四捨五入したものです。

※「水とみどりの森づくり税」は、個人県民税及び法人県民税に超過課税されており、令和元年度（2019年度）決算における収入は527百万円でした。

## 2 県民の税負担の状況

県民の税負担状況は、表1及び図2のとおりです。

令和元年度(2019年度)の本県の県民1人当たりの県民所得(およそ2,678千円)に対する税負担率は16.6%であり、その内訳は国税8.2%、地方税8.4%(県税3.4%、市町村税5.0%)です。これを県民1人当たりの税負担額にしてみますと、443,333円となり、前年度に比べて3,710円(0.8%)の減となっています。

### 【参考】令和元年度(2019年度)の全国平均

令和元年度(2019年度)の国民1人当たりの国民所得(およそ3,229千円)に対する税負担率は25.8%であり、その内訳は国税15.5%、地方税10.3%(都道府県税4.6%、市町村税5.7%)です。国民1人当たりの税負担額831,943円です。

(注)1 全国の国民所得及び税負担率は、令和3年版地方財政白書によります。

2 全国の人口は、令和2年(2020年)1月1日現在の住民基本台帳によります。

表1

(単位：百万円、( )は千円)

年度	県民所得 A	税 負 担 額					税 負 担 率(%)				
		国税 B	地 方 税			合計 F	国税 B/A	地 方 税			合計 F/A
			県税 C	市町村税 D	計 E			県税 C/A	市町村税 D/A	計 E/A	
22	(2,346) 4,262,956	(137) 248,552	(73) 133,065	(108) 197,010	(182) 330,075	(318) 578,627	5.8%	3.1%	4.6%	7.7%	13.6%
23	(2,417) 4,380,349	(143) 258,366	(74) 133,799	(110) 199,662	(184) 333,461	(327) 591,827	5.9%	3.1%	4.6%	7.6%	13.5%
24	(2,441) 4,411,700	(144) 260,630	(75) 135,632	(111) 200,069	(186) 335,701	(330) 596,331	5.9%	3.1%	4.5%	7.6%	13.5%
25	(2,520) 4,539,639	(149) 269,135	(76) 137,742	(112) 202,025	(189) 339,767	(338) 608,902	5.9%	3.0%	4.5%	7.5%	13.4%
26	(2,468) 4,428,241	(172) 308,807	(80) 142,818	(115) 206,060	(194) 348,878	(366) 657,685	7.0%	3.2%	4.7%	7.9%	14.9%
27	(2,471) 4,413,516	(190) 338,962	(89) 158,958	(116) 206,750	(205) 365,708	(395) 704,670	7.7%	3.6%	4.7%	8.3%	16.0%
28	(2,464) 4,371,616	(194) 344,118	(86) 151,785	(116) 206,319	(202) 358,104	(396) 702,222	7.9%	3.5%	4.7%	8.2%	16.1%
29	(2,613) 4,613,395	(211) 372,550	(96) 169,378	(120) 211,351	(216) 380,729	(427) 753,279	8.1%	3.7%	4.6%	8.3%	16.3%
30	(2,668) 4,686,425	(226) 396,439	(92) 160,869	(130) 227,897	(221) 388,766	(447) 785,205	8.5%	3.4%	4.9%	8.3%	16.8%
R1	(2,678) 4,677,052	(218) 381,502	(90) 158,020	(134) 234,866	(225) 392,886	(443) 774,388	8.2%	3.4%	5.0%	8.4%	16.6%

(注)1 ( )は、県民1人当たりの県民所得額・税負担額です。

なお、県民人口は、「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。

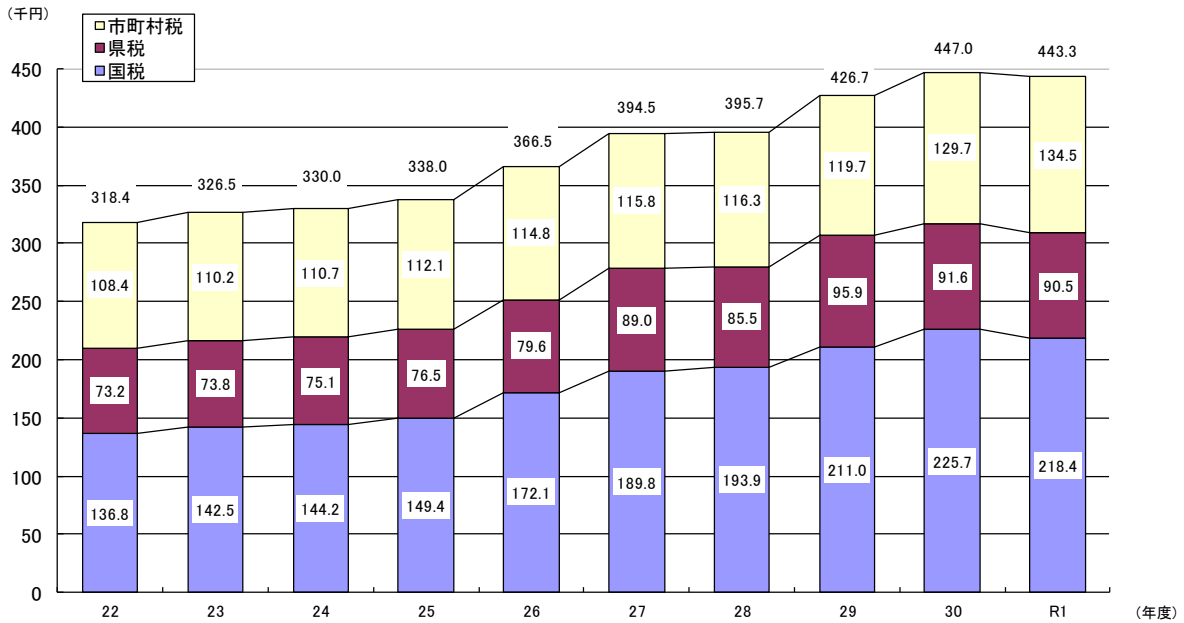
2 県民所得(平成22年度(2010年度)～平成30年度(2018年度))は、平成30年度県民経済計算によるものです。

なお、令和元年度(2019年度)の数値は、平成30年度(2018年度)県民所得の数値に令和元年度(2019年度)国民所得の対前年伸び率(令和元年度国民経済計算推計による)を乗じて算出したものです。

3 市町村税は、国民健康保険税を除いた数値です。

4 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

図 2 県民一人当たり税負担額



(注) 1 県民人口は「熊本県統計年鑑（世帯数及び人口の推移）」によります。  
 2 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

## 【参考】令和3年度（2021年度） 主な税制改正の概要

令和3年度（2021年度）の地方税に係る税制改正の主な内容は以下のとおりです。

### 1 自動車税環境性能割の税率区分の見直し

軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年燃費基準の下で税率区分を下  
 の表のとおり見直し、クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除  
 外したうえで、2年間の激変緩和措置を講じる。

【改正前（令和元、2年度）】

		登録車
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税
ハイブリッド車 ・ LPG自動車 ・ クリーンディーゼル車 ・	2020年度基準 +20%達成	1%
	2020年度基準 +10%達成	
	2020年度基準 達成	
上記以外		3%

【改正後（令和3、4年度）】

		登録車
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税
ハイブリッド車 ・ LPG自動車 ・ クリーンディーゼル車 ・	2030年度基準 85%達成	1%
	2030年度基準 75%達成	
	2030年度基準 60%達成	
上記以外 又は2020年度基準未達成車		3%

注：上記に加え、一定の排ガス性能の要件あり（改正前、改正後）

※営業用乗用車：自家用乗用車に準じて税率区分の見直し

※バス・トラック：燃費基準に応じた税率区分の見直し

<参考>環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置

	令和3年4月～令和4年3月	令和4年4月～令和5年3月
2030年度基準 60%以上達成車	非課税	非課税
上記以外 又は2020年度基準未達成車	非課税	3%

**2 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長**

自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置を9月延長し、令和3年12月31日までの取得を対象とする。

**3 バリアフリー車両に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例の拡充及び適用期限の延長**

バリアフリー車両に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例について、一部拡充(※)を行った上で、適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までの取得を対象とする。

※ 空港アクセスバスのリフト付き車両(乗車定員30人以上)に係る控除額の引上げ

**4 先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例の拡充及び適用期限の延長**

先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例について、一部拡充(※)を行った上で、適用期限を7月延長し、令和3年10月31日までの取得を対象とする。

※ 特例措置の対象となるトラックの装置に側方衝突警報装置(BSIS)を追加等

側方衝突警報装置(BSIS)：自転車等を左側方に検知した場合に視覚及び音により運転者に警報し、左折巻き込み事故を予防するもの。

**5 自動車税種別割の税率のグリーン化特例の見直し**

(1) グリーン化特例(軽課)の見直し等

燃費性能等の優れた自動車に係る自動車税種別割の税率を軽減する特例措置(「グリーン化特例(軽課)」)について、重点化等を行った上で、適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までとする。

自家用乗用車

【改正前】

軽課期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日  
軽課年度：取得の翌年度のみ

	登録車
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	
2020年度基準+10%達成	50% 軽減

【改正後】

軽課期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日  
軽課年度：取得の翌年度のみ

	登録車
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	75% 軽減



注：上記に加え、一定の排ガス性能の要件あり(改正前、改正後)

※営業用乗用車・軽貨物車：重点化及び基準の切り替えを行ったうえで、2年間延長

(2) グリーン化特例（重課）の適用期限の延長

一定年数を経過した自動車に係る自動車税種別割の税率を重くする特例措置（「グリーン化特例（重課）」について、適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までとする。

**6 不動産取得税のサービス付き高齢者向け住宅等に係る特例の適用期限の延長**

(1) サービス付き高齢者向け住宅及び土地の不動産取得税の軽減措置の適用期限の延長

高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定する住宅（サービス付き高齢者向け住宅）を新築した場合の不動産取得税の軽減措置の適用期限を2年延長する。

①住宅：不動産取得税の課税標準から一戸につき1,200万円を控除。

②土地：次のうちいずれか多いほうの金額を税額から減額

ア 150万円×3%=45,000円

イ 土地1㎡当たりの価格の2分の1×住宅の延床面積の2倍  
(1戸につき200㎡が限度)×3%

(2) 改修工事対象住宅等に係る不動産取得税の軽減措置の適用期限の延長

宅地建物取引業者が中古住宅（新築から10年以上経過しているものに限る。）を取得し、2年以内に一定のリフォーム（耐震、省エネ、バリアフリー等）を行った上で個人（自己居住用に限る。）に販売した場合に、宅地建物取引業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税の税額を減額する特例措置の適用期限を2年延長する。

①住宅：中古住宅が新築された日に応じて、当初の税額より次の額を減額

新築年月日	減額額
昭和29年7月1日～昭和38年12月31日	30,000円
昭和39年1月1日～昭和47年12月31日	45,000円
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	69,000円
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	105,000円
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	126,000円
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	135,000円
平成元年4月1日～平成9年3月31日	300,000円
平成9年4月1日以降	360,000円

②土地：次のうちいずれか多いほうの金額を税額から減額

ア 150万円×3%=45,000円

イ 土地1㎡当たりの価格の2分の1×住宅の延床面積の2倍  
(1戸につき200㎡が限度)×3%

**7 不動産取得税の住宅及び宅地に係る税率の特例措置の延長**

住宅及び土地に係る税率の特例措置を、3年延長する。

<参考：不動産取得税の税率>

		税率
	土地	3% (4%⇒3%)
建物	住宅	3% (4%⇒3%)
	住宅以外	4%

## 8 船舶や農林業等の動力源に供する軽油引取税の課税免除の特例措置の期限の延長

軽油引取税は、軽油の元売業者・特約業者（＝特別徴収義務者）からの納入（引取り）を受ける場合に当該納入地所在の都道府県で課税され、税率として当該引取量 1k1 当たり 15,000 円（ただし、当分の間 1k1 当たり 32,100 円）が課税されるが、船舶や農林業等の動力源に供する軽油の引取りについて課税を免除する特例の適用期限を 3 年延長し、令和 6 年 3 月 31 日までの引取りを対象とする。

※ なお、令和 3 年度（2021 年度）税制改正の詳細については、総務省ホームページ等をご覧ください。

### 災害に関する税制上の対応について（平成 29 年度（2017 年度）税制改正分）

熊本地震をはじめ、全国的に災害が頻発していることを踏まえ、平成 29 年度（2017 年度）税制改正において、これまでの災害減免法等の規定に加え、災害に対応するための税制上の措置が常設化されています。熊本地震のみならず、今後の災害の際にも適用される可能性がありますので、最寄りの税務署又は県広域本部税務担当課にご確認ください。

#### 【常設化された主な措置】

##### 《国税》

- ▽所得税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- ▽法人税：損失の繰戻し還付、被災代替資産に係る特別償却
- ▽資産税：相続税等における評価基準等の特例、登録免許税の免税、印紙税の非課税、事業承継税制の要件緩和
- ▽消費課税：課税事業者選択届出書の提出の特例、被災車両に係る自動車重量税の特例

##### 《地方税》

- ▽個人住民税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- ▽固定資産税：被災代替不動産、償却資産の特例

なお、適用される災害の範囲や、特例等の詳細な内容については、最寄りの税務署又は市町村税務担当窓口にお問い合わせください。